

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月20日
【計算期間】	第3期中（自 平成23年7月26日 至 平成24年1月25日）
【ファンド名】	シュローダー・中国インド関連・先進国株投信 シュローダー・中国インド関連・先進国株投信 マネープール・ ファンド
【発行者名】	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	黒田（玉置）圭子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

<シュローダー・中国インド関連・先進国株投信の運用状況>

（1）【投資状況】

（平成24年1月末現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,924,507,562	100.03
コール・ローン、金銭信託、その他（負債控除後）	-	573,268	0.03
合計（純資産総額）	-	1,923,934,294	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

（注3）「国／地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額（円） （分配落）	純資産総額（円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
第1期	（平成22年 7月26日）	9,296,916,582	9,296,916,582	1.0201	1.0201
第2期	（平成23年 7月25日）	3,054,767,506	3,343,594,129	1.0576	1.1576
	平成23年 1月末日	6,355,860,433	-	1.1528	-
	平成23年 2月末日	5,596,310,478	-	1.1639	-
	平成23年 3月末日	5,331,456,870	-	1.1950	-
	平成23年 4月末日	4,734,640,872	-	1.2389	-
	平成23年 5月末日	4,129,363,115	-	1.1800	-
	平成23年 6月末日	3,785,492,546	-	1.1603	-
	平成23年 7月末日	3,065,888,481	-	1.0254	-
	平成23年 8月末日	2,541,229,294	-	0.8825	-
	平成23年 9月末日	2,136,611,134	-	0.7979	-
	平成23年10月末日	2,305,356,536	-	0.9157	-
	平成23年11月末日	1,976,392,186	-	0.8381	-
	平成23年12月末日	1,896,503,910	-	0.8381	-
	平成24年 1月末日	1,923,934,294	-	0.8859	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.1000

【収益率の推移】

期	収益率（分配金込み）（％）
第1期	2.0
第2期	13.5
平成23年7月26日～平成24年1月25日	15.3

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を

当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

（参考）シュローダー・中国インド関連・先進国株投信マザーファンド

（1）投資状況

（平成24年1月末現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	677,931,049	35.23
	日本	286,309,600	14.88
	イギリス	251,525,729	13.07
	フランス	220,035,338	11.43
	ドイツ	138,119,211	7.18
	スイス	110,384,594	5.74
	オランダ	78,720,099	4.09
	カナダ	69,911,475	3.63
	オーストラリア	42,146,809	2.19
	小計	1,875,083,904	97.43
コール・ローン、金銭信託、その他（負債控除後）	-	49,380,983	2.57
合計（純資産総額）	-	1,924,464,887	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

（注3）外貨建資産の時価(円)については、平成24年1月末現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により円換算したものです。

（注4）「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

< 参考情報 >

以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

3.運用実績

中国インド関連株投信

2012年1月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日: 2009年8月14日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2010年7月	0 円
2011年7月	1,000 円
設定来累計	1,000 円

主要な資産の状況

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率(%)
1	ESSILOR INTERNATIONAL	フランス	ヘルスケア機器・サービス	4.9
2	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	アメリカ	食品・飲料・タバコ	4.4
3	BG GROUP PLC	イギリス	エネルギー	4.2
4	UNILEVER NV-CVA	オランダ	食品・飲料・タバコ	4.1
5	YUM! BRANDS INC	アメリカ	消費者サービス	3.6
6	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	電気通信サービス	3.4
7	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.4
8	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.3
9	本田技研工業	日本	自動車・自動車部品	3.1
10	MONSANTO CO	アメリカ	素材	3.0

■ 組入上位通貨 ■

順位	通貨	投資比率(%)
1	米ドル	35.2
2	ユーロ	22.7
3	円	14.9
4	イギリスポンド	13.1
5	スイスフラン	5.7
6	カナダドル	3.6
7	オーストラリアドル	2.2

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※国/地域、業種につきましては、委託会社の分類に基づいて表記しております。

■ 組入上位国/地域 ■

順位	国/地域	投資比率(%)
1	アメリカ	35.2
2	日本	14.9
3	イギリス	13.1
4	フランス	11.4
5	ドイツ	7.2
6	スイス	5.7
7	オランダ	4.1
8	カナダ	3.6
9	オーストラリア	2.2

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2009年8月14日が設定日のため、2008年以前の実績はありません。2009年は8月14日から12月末までの騰落率です。

2012年は1月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

2【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数
第1期	38,282,533,858	29,169,247,790
第2期	2,156,068,326	8,381,088,160
平成23年7月26日～平成24年1月25日	248,702,542	937,425,906

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

1 ファンドの運用状況

<シュローダー・中国インド関連・先進国株投信 マネープール・ファンドの運用状況>

(1) 投資状況

(平成24年1月末現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	9,114,840	85.79
コール・ローン、金銭信託、その他（負債控除後）	-	1,510,157	14.21
合計（純資産総額）	-	10,624,997	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

(注3) 「国 / 地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国 / 地域を表記しております。

(2) 運用実績

純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成22年 7月26日)	18,996,061	18,996,061	1.0006	1.0006
第2期	(平成23年 7月25日)	10,249,573	10,249,573	1.0012	1.0012
	平成23年 1月末日	11,447,019	-	1.0008	-
	平成23年 2月末日	12,084,133	-	1.0009	-
	平成23年 3月末日	11,525,431	-	1.0009	-
	平成23年 4月末日	10,036,241	-	1.0010	-
	平成23年 5月末日	10,320,198	-	1.0011	-
	平成23年 6月末日	10,275,420	-	1.0012	-
	平成23年 7月末日	10,249,693	-	1.0012	-
	平成23年 8月末日	10,039,905	-	1.0013	-
	平成23年 9月末日	13,447,640	-	1.0013	-
	平成23年10月末日	14,076,898	-	1.0013	-
	平成23年11月末日	14,076,246	-	1.0014	-
	平成23年12月末日	14,074,104	-	1.0014	-
	平成24年 1月末日	10,624,997	-	1.0015	-

分配の推移

期	1口当たりの分配金 (円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000

収益率の推移

期	収益率（分配金込み）（％）
第1期	0.1
第2期	0.1
平成23年7月26日～平成24年1月25日	0.0

(注) 収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

< 参考情報 >

以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

■ 中国インド関連株 マネー

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



基準価額	10,015 円
純資産総額	11 百万円

※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：2009年8月14日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2010年7月	0 円
2011年7月	0 円
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	種類	国/地域	投資比率 (%)
1	第238回利付国債 (10年)	国債証券	日本	85.8

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2009年8月14日が設定日のため、2008年以前の実績はありません。2009年は8月14日から12月末までの騰落率です。

2012年は1月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

2 設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数
第1期	298,566,314	279,581,084
第2期	7,068,081	15,816,261
平成23年7月26日～平成24年1月25日	4,493,977	690,969

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（平成23年7月26日から平成24年1月25日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

【シュローダー・中国インド関連・先進国株投信】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 2 期 (平成23年 7 月25日現在)	第 3 期中間計算期間末 (平成24年 1 月25日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,385,904,063	1,989,255,076
未収入金	59,536,477	1,485,432
流動資産合計	3,445,440,540	1,990,740,508
資産合計	3,445,440,540	1,990,740,508
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	288,826,623	-
未払解約金	59,536,477	1,485,432
未払受託者報酬	1,244,413	587,382
未払委託者報酬	39,821,165	18,796,142
その他未払費用	1,244,356	587,320
流動負債合計	390,673,034	21,456,276
負債合計	390,673,034	21,456,276
純資産の部		
元本等		
元本	2,888,266,234	2,199,542,870
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	166,501,272	230,258,638
（分配準備積立金）	166,501,272	118,042,812
元本等合計	3,054,767,506	1,969,284,232
純資産合計	3,054,767,506	1,969,284,232
負債純資産合計	3,445,440,540	1,990,740,508

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 2 期中間計算期間 (自 平成22年 7 月27日 至 平成23年 1 月26日)	第 3 期中間計算期間 (自 平成23年 7 月26日 至 平成24年 1 月25日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,045,702,263	502,084,408
営業収益合計	1,045,702,263	502,084,408
営業費用		
受託者報酬	2,089,875	587,382
委託者報酬	66,875,944	18,796,142
その他費用	2,089,809	587,320
営業費用合計	71,055,628	19,970,844
営業利益又は営業損失（ ）	974,646,635	522,055,252
経常利益又は経常損失（ ）	974,646,635	522,055,252
中間純利益又は中間純損失（ ）	974,646,635	522,055,252
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	333,149,021	165,090,758
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	183,630,514	166,501,272
剰余金増加額又は欠損金減少額	223,779,221	12,329,211
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	223,779,221	12,329,211
剰余金減少額又は欠損金増加額	149,455,030	52,124,627
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	149,455,030	52,124,627
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	899,452,319	230,258,638

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(追加情報)

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	期別 第2期 [平成23年7月25日現在]	第3期中間計算期間末 [平成24年1月25日現在]
1. 期首元本額	9,113,286,068円	2,888,266,234円
期中追加設定元本額	2,156,068,326円	248,702,542円
期中解約元本額	8,381,088,160円	937,425,906円
2. 受益権の総数	2,888,266,234口	2,199,542,870口
3. 元本の欠損	-	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は230,258,638円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期別 第2期中間計算期間 自平成22年7月27日 至平成23年1月26日	第3期中間計算期間 自平成23年7月26日 至平成24年1月25日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50以内の額を支払っております。	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第2期 [平成23年7月25日現在]	第3期中間計算期間末 [平成24年1月25日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	期別 第2期 [平成23年7月25日現在]	第3期中間計算期間末 [平成24年1月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0576円 (10,576円)	0.8953円 (8,953円)

（参 考）

当ファンドは「シュローダー・中国インド関連・先進国株投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・中国インド関連・先進国株投信マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

シュローダー・中国インド関連・先進国株投信マザーファンド

(1)貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成23年7月25日現在]	[平成24年1月25日現在]
			金 額	金 額
資 産 の 部				
流 動 資 産				
預金			86,404,197	8,006,247
コール・ローン			49,701,491	59,803,257
株式			2,931,844,098	1,909,359,372
派生商品評価勘定			2,447,968	109,290
未収入金			369,963,490	9,593,626
未収配当金			5,664,666	4,072,024
未収利息			68	81
流 動 資 産 合 計			3,446,025,978	1,990,943,897
資 産 合 計			3,446,025,978	1,990,943,897
負 債 の 部				
流 動 負 債				
派生商品評価勘定			527,957	143,742
未払解約金			59,536,477	1,485,432
流 動 負 債 合 計			60,064,434	1,629,174
負 債 合 計			60,064,434	1,629,174
純 資 産 の 部				
元 本 等				
元 本			2,848,888,568	1,962,564,203
剰 余 金				
剰余金又は欠損金（ ）			537,072,976	26,750,520
元 本 等 合 計			3,385,961,544	1,989,314,723
純 資 産 合 計			3,385,961,544	1,989,314,723
負債純資産合計			3,446,025,978	1,990,943,897

(注) 「シュローダー・中国インド関連・先進国株投信マザーファンド」の計算期間は原則として毎年7月26日から翌年7月25日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成23年7月25日及び平成24年1月25日における同ファンドの状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（追加情報）

当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	対象年月日	[平成23年7月25日現在]	[平成24年1月25日現在]
1. 期首元本額		9,082,768,236円	2,848,888,568円
期中追加設定元本額		2,118,027,394円	18,807,122円
期中解約元本額		8,351,907,062円	905,131,487円
元本の内訳 ファンド名 シュローダー・中国インド関連・先進 国株投信		2,848,888,568円	1,962,564,203円
計		2,848,888,568円	1,962,564,203円
2. 受益権の総数		2,848,888,568口	1,962,564,203口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	対象年月日	[平成23年7月25日現在]	[平成24年1月25日現在]
1. 計上額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区分	種 類	[平成23年7月25日現在]			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	418,017,510	-	415,573,000	2,444,510
	オーストラリアドル	4,911,074	-	4,916,288	5,214
	スイスフラン	38,751,799	-	38,844,487	92,688
	買 建				
	米ドル	98,083,999	-	97,657,402	426,597
	合 計	559,764,382	-	556,991,177	1,920,011

（単位：円）

区分	種 類	[平成24年1月25日現在]			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	英ポンド	9,449,094	-	9,592,836	143,742
	買 建				
	米ドル	9,449,094	-	9,558,384	109,290
	合 計	18,898,188	-	19,151,220	34,452

（注）時価の算定方法

- 1 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されてい

る対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

- 2 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3 換算において円未満の端数は切捨てております。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	対象年月日	[平成23年7月25日現在]	[平成24年1月25日現在]
1口当たり純資産額		1.1885円	1.0136円
（1万口当たり純資産額）		(11,885円)	(10,136円)

中間財務諸表

【シュローダー・中国インド関連・先進国株投信マネープール・ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 2 期 (平成23年 7 月25日現在)	第 3 期中間計算期間末 (平成24年 1 月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,189,756	4,901,322
国債証券	9,017,656	9,116,646
未収利息	39,676	10,476
前払費用	4,142	33,856
流動資産合計	10,251,230	14,062,300
資産合計	10,251,230	14,062,300
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	180	202
未払委託者報酬	1,477	1,776
流動負債合計	1,657	1,978
負債合計	1,657	1,978
純資産の部		
元本等		
元本	10,237,050	14,040,058
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	12,523	20,264
（分配準備積立金）	71,564	66,975
元本等合計	10,249,573	14,060,322
純資産合計	10,249,573	14,060,322
負債純資産合計	10,251,230	14,062,300

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 2 期中間計算期間 (自 平成22年 7 月27日 至 平成23年 1 月26日)	第 3 期中間計算期間 (自 平成23年 7 月26日 至 平成24年 1 月25日)
営業収益		
受取利息	41,721	55,921
有価証券売買等損益	35,968	51,515
営業収益合計	5,753	4,406
営業費用		
受託者報酬	215	202
委託者報酬	1,988	1,776
営業費用合計	2,203	1,978
営業利益又は営業損失（ ）	3,550	2,428
経常利益又は経常損失（ ）	3,550	2,428
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,550	2,428
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	651	25
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,831	12,523
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,394	6,189
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,394	6,189
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,248	851
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,248	851
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,876	20,264

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
-----------------	--

(追加情報)

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	期別 第2期 [平成23年7月25日現在]	第3期中間計算期間末 [平成24年1月25日現在]
1. 期首元本額	18,985,230円	10,237,050円
期中追加設定元本額	7,068,081円	4,493,977円
期中解約元本額	15,816,261円	690,969円
2. 受益権の総数	10,237,050口	14,040,058口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第2期 [平成23年7月25日現在]	第3期中間計算期間末 [平成24年1月25日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	期別 第2期 [平成23年7月25日現在]	第3期中間計算期間末 [平成24年1月25日現在]
1口当たり純資産額	1.0012円	1.0014円
(1万口当たり純資産額)	(10,012円)	(10,014円)

4 【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】（平成24年1月末現在）

資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成24年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	1	3,033,875,247
追加型株式投資信託	53	221,042,570,436
合計	54	224,076,445,683

（３）【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

平成24年1月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

5 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第20期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第20期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第21期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第19期 (平成22年3月31日)	第20期 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	4,745,576	4,766,113
立替金	-	251
前払費用	82,097	69,936
未収入金	138,812	208,957
未収委託者報酬	570,274	486,907
未収運用受託報酬	364,881	253,032
未収還付法人税等	311,724	100,500
未収還付消費税等	45,279	-
1年内受取予定の長期差入保証金	-	12,720
流動資産合計	6,258,646	5,898,420
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 70,329	106,445
器具備品(純額)	*1 52,614	31,864
有形固定資産合計	122,944	138,309
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	16,813	10,201
無形固定資産合計	20,513	13,900
投資その他の資産		
長期差入保証金	242,519	234,114
その他投資	950	950
貸倒引当金	950	950
投資その他の資産合計	242,519	234,114
固定資産合計	385,977	386,324
資産合計	6,644,623	6,284,744

(単位：千円)

	第19期 (平成22年3月31日)	第20期 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	36,569	57,884
未払金		
未払収益分配金	937	488
未払償還金	22,543	18,563
未払手数料	225,816	193,507
その他未払金	813,722	941,249
未払費用	76,294	123,656
未払法人税等	3,966	9,671
1年内返済予定の長期借入金	*2 -	1,500,000
未払消費税等	-	30,000
賞与引当金	119,258	244,334
流動負債合計	1,299,108	3,119,355
固定負債		
長期未払金	16,229	71,046
長期未払費用	32,270	27,457
長期借入金	*2 1,500,000	-
退職給付引当金	653,359	586,856
役員退職慰労引当金	4,249	6,743
資産除去債務	-	82,041
固定負債合計	2,206,109	774,145
負債合計	3,505,217	3,893,500
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000

資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,149,405	1,401,244
利益剰余金合計	2,149,405	1,401,244
株主資本合計	3,139,405	2,391,244
純資産合計	3,139,405	2,391,244
負債純資産合計	6,644,623	6,284,744

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
営業収益		
委託者報酬	4,909,646	4,034,802
運用受託報酬	1,018,661	1,117,508
その他営業収益	1,450,025	1,921,898
営業収益計	7,378,334	7,074,210
営業費用		
支払手数料	2,124,496	1,650,333
広告宣伝費	116,791	63,841
公告費	2,813	1,124
調査費		
調査費	352,011	391,452
委託調査費	1,271,472	1,039,527
図書費	2,656	2,821
委託計算費	81,437	75,197
事務委託費	5,330	5,695
営業雑経費		
通信費	19,274	26,855
印刷費	29,403	2,576
協会費	9,525	8,277
諸会費	3,453	2,481
営業費用計	4,018,665	3,270,184
一般管理費		
給料		
役員報酬	222,550	406,739
給料・手当	1,486,119	1,482,095
賞与	397,283	919,019
交際費	6,083	5,908
旅費交通費	27,732	58,793
租税公課	22,035	24,771
不動産賃借料	397,618	296,884
賞与引当金繰入	119,258	242,991
退職給付費用	87,568	100,276
役員退職慰労引当金繰入	1,323	2,765
法定福利費	169,083	168,514
固定資産減価償却費	50,678	64,503
諸経費	801,228	776,835
一般管理費計	3,788,563	4,550,098
営業利益（ 営業損失）	428,895	746,072
営業外収益		
受取利息	4,665	1,658
為替差益	-	18,432
時効償還金	-	4,428
法人税等還付加算金	*6	9,915
雑益	13,301	4,141
営業外収益計	17,967	38,577
営業外費用		

支払利息	*2	17,054	14,054
為替差損		21,909	-
事務処理損失		198	1,790
営業外費用計		39,162	15,845
経常利益（ 経常損失）		450,090	723,340
特別利益			
事務所移転費用引当金戻入額	*3	21,263	-
過年度損益修正益	*8	-	8,283
特別利益計		21,263	8,283
特別損失			
割増退職金等	*5	37,610	18,246
事務所移転費用	*9	-	1,130
過年度退職給付費用	*4	6,916	-
固定資産除却損	*1	47,251	627
固定資産売却損	*10	-	209
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	*7	-	12,359
特別損失計		91,778	32,574
税引前当期純利益			
（ 税引前当期純損失）		520,605	747,631
法人税、住民税及び事業税		530	530
過年度未払法人税等取崩益		31,744	-
法人税等調整額		885,857	-
法人税等合計		854,642	530
当期純利益（ 当期純損失）		1,375,248	748,161

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	490,000	490,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	500,000	500,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,524,654	2,149,405
当期変動額		
純利益（ 純損失）	1,375,248	748,161
当期変動額合計	1,375,248	748,161
当期末残高	2,149,405	1,401,244
株主資本合計		
前期末残高	4,514,654	3,139,405
当期変動額		
純利益（ 純損失）	1,375,248	748,161
当期変動額合計	1,375,248	748,161
当期末残高	3,139,405	2,391,244

重要な会計方針

項 目	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
-----	--------------------------------------	--------------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均法により 算定）	_____
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

（会計処理方法の変更）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
_____	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業損失および経常損失は18,270千円、税引前当期純損失は30,629千円、それぞれ増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第19期 平成22年3月31日現在	第20期 平成23年3月31日現在
------------------------------	------------------------------

*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 16,965千円 器具備品 130,699千円 *2 関係会社項目 固定負債 長期借入金 1,500,000千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 59,888千円 器具備品 138,898千円 *2 関係会社項目 流動負債 1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円
---	---

（損益計算書関係）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 36,303千円 器具備品 10,948千円 *2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 17,054千円 *3 事務所移転費用引当金戻入額は、昨年度見積り計上しました事務所の原状回復工事費用等の過大見積り計上額を取り崩したものであります。 *4 過年度退職給付費用は、出向者に対する過年度退職給付費用の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。	*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 627千円 *2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 14,054千円 *5 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。 *6 法人税等還付加算金には、移転価格に関する相互協議の結果、減額修正による国税の還付に伴って受け取った還付加算金を計上しております。 *7 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額には、資産除去債務に係る過年度分の償却額を計上しております。 *8 過年度損益修正益には、過年度賞与に係る法定福利費見積額の取り崩し漏れを当期に修正したものであります。 *9 事務所移転費用には、引当金取り崩し後に請求のあった事務所移転に係る経費を計上しております。 *10 固定資産売却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 209千円

（株主資本等変動計算書関係）

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第18期事業年度末 株式数	第19期事業年度 増加株式数	第19期事業年度 減少株式数	第19期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第19期事業年度末 株式数	第20期事業年度 増加株式数	第20期事業年度 減少株式数	第20期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

(追加情報)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	

1. 金融商品の状況に関する事項

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
（３）金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。 また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第19期（平成22年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	4,745,576	4,745,576	-
（２）未収委託者報酬	570,274	570,274	-
（３）未収運用受託報酬	364,881	364,881	-
資産計	5,680,731	5,680,731	-
（１）その他未払金	813,722	813,722	-
（２）長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
負債計	2,313,722	2,313,722	-

第20期（平成23年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	4,766,113	4,766,113	-
（２）未収委託者報酬	486,907	486,907	-
（３）未収運用受託報酬	253,032	253,032	-
資産計	5,506,054	5,506,054	-
（１）その他未払金	941,249	941,249	-

（２）１年内返済予定の長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
負債計	2,441,249	2,441,249	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第19期 平成22年3月31日現在	第20期 平成23年3月31日現在
資産 （１）現金及び預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （２）未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （３）未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 負債 （１）その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （２）長期借入金 長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。	資産 （１）現金及び預金 同左 （２）未収委託者報酬 同左 （３）未収運用受託報酬 同左 負債 （１）その他未払金 同左 （２）１年内返済予定の長期借入金 １年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第19期（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,745,576	-
未収委託者報酬	570,274	-
未収運用受託報酬	364,881	-
合計	5,680,731	-

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,766,113	-
未収委託者報酬	486,907	-
未収運用受託報酬	253,032	-
合計	5,506,054	-

（注３）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第19期（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	-	1,500,000	-
合計	-	1,500,000	-

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
１年内返済予定の長期借入金	1,500,000	-	-
合計	1,500,000	-	-

（退職給付関係）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 653,359千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 586,856千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 87,568千円 過年度退職給付費用 6,916千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 100,276千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 47,979 未払費用否認 233,031 退職給付引当金損金 算入限度超過額 265,859 役員退職慰労引当金否認 1,729 未確定債権債務に係る 為替差損益 57,817 その他 36,191 税務上の繰越欠損金 271,935 繰延税金資産小計 914,544 評価性引当額 914,544 繰延税金資産合計 -	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 117,219 未払費用否認 301,940 退職給付引当金損金 算入限度超過額 238,791 役員退職慰労引当金否認 2,743 未確定債権債務に係る 為替差損益 69,536 資産除去債務 12,463 その他 42,178 税務上の繰越欠損金 425,288 繰延税金資産小計 1,210,162 評価性引当額 1,210,162 繰延税金資産合計 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 同左

（資産除去債務関係）

第20期（平成23年3月31日現在）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注） 80,909千円

有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（ は減少）	1,132千円
当事業年度末残高	82,041千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

< セグメント情報 >

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

< 関連情報 >

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	4,034,802	1,117,508	1,669,241	252,656	7,074,210

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第19期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	537.5千ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 17,054	長期借入金 その他未払金	千円 1,500,000 1,988

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。
なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注3) サービス提供業務報酬の受取 (注4) 情報提供業務報酬の受取 (注5) 運用再委託報酬の支払 (注3) 調査費の支払(注5) 一般管理費(諸経費)の支払(注5)	千円 52,303 527,923 154,799 901,912 130,019 47,615	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 5,700 66,379 242,261
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取 (注3)	74,646	未収運用受託報酬	98,288

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの子会社であります。

(注3) 各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注5) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	537.5千ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 14,054	一年内返済予定の長期借入金 その他未払金	千円 1,500,000 1,851

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注2) サービス提供業務報酬の受取 (注3) 情報提供業務報酬の受取(注4) 運用再委託報酬の支払 (注2) 調査費の支払(注4) 一般管理費(諸経費)の支払(注4)	千円 47,670 582,798 163,351 698,884 67,237 136,069	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 11,225 80,846 69,490
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.65百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注2) サービス提供業務報酬の受取 (注3) 運用再委託報酬の支払 (注2) 調査費の支払(注4)	228,485 643,392 259,701 80,031	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	35,610 49,219 88,607

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じ

た一定の比率により決定しております。

（注4）情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	320,347円54銭	1株当たり純資産額	244,004円50銭
1株当たり当期純損失	140,331円50銭	1株当たり当期純損失	76,343円04銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	1,375,248千円	損益計算書上の当期純損失	748,161千円
普通株式に係る当期純損失	1,375,248千円	普通株式に係る当期純損失	748,161千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第21期 中間会計期間末 平成23年9月30日		
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金		5,136,349
前払費用		92,925
立替金		458
未収入金		37,007
未収委託者報酬		760,623
未収運用受託報酬		271,805
未収還付法人税等		100,500
流 動 資 産 合 計		6,399,669
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1	93,652
器具備品(純額)	*1	33,577
有形固定資産合計		127,229
無 形 固 定 資 産		
投資その他の資産		12,947
長期差入保証金		234,114
その他投資		950
貸倒引当金		950
投資その他の資産合計		234,114
固 定 資 産 合 計		374,292
資 産 合 計		6,773,961

(単位：千円)

第21期 中間会計期間末 平成23年9月30日		
負 債 の 部		
流 動 負 債		
預り金		39,740
未払金		1,093,009
未払費用		227,575
未払法人税等		17,297
未払消費税等	*2	6,650
賞与引当金		612,681
流 動 負 債 合 計		1,996,954
固 定 負 債		
長期未払金		56,947
長期未払費用		24,865
長期借入金		2,000,000
退職給付引当金		615,879
役員退職慰労引当金		9,250
資産除去債務		82,616
固 定 負 債 合 計		2,789,558
負 債 合 計		4,786,513
純 資 産 の 部		
株 主 資 本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金合計		500,000
利益剰余金		

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	997,448
利益剰余金合計	997,448
株主資本合計	1,987,448
純資産合計	1,987,448
負債純資産合計	6,773,961

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第21期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
営業収益	
委託者報酬	1,564,918
運用受託報酬	603,236
その他営業収益	695,452
営業収益計	2,863,608
営業費用及び一般管理費	*3 3,297,925
営業損失()	434,317
営業外収益	*1 38,503
営業外費用	*2 7,458
経常損失()	403,272
特別損失	258
税引前中間純損失()	403,530
法人税、住民税及び事業税	265
法人税等合計	265
中間純損失()	403,795

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第21期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	490,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	490,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	500,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,401,244
当中間期変動額	
中間純損失()	403,795
当中間期変動額合計	403,795
当中間期末残高	997,448
株主資本合計	
前期末残高	2,391,244
当中間期変動額	
中間純損失()	403,795
当中間期変動額合計	403,795

当中間期末残高

1,987,448

重要な会計方針

項 目	第21期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社 利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計 上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額 を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生 していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金 規定に基づく当中間会計期末日要支給額を計上して おります。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な 事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっ ております。

（追加情報）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第21期中間会計期間末 平成23年9月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 44,152千円 器具備品 145,983千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費 税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	第21期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 440千円 為替差益 36,292千円 雑益 1,770千円
*2. 営業外費用の主要項目	支払利息 7,458千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 20,764千円 無形固定資産 2,892千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第20期事業年度末 株式数	第21期中間会計 期間増加株式数	第21期中間会計 期間減少株式数	第21期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第21期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。

(金融商品関係)

第21期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	5,136,349千円	5,136,349千円	-
(2) 未収委託者報酬	760,623千円	760,623千円	-
(3) 未収運用受託報酬	271,805千円	271,805千円	-
資産計	6,168,778千円	6,168,778千円	-
(1) 未払金	1,093,009千円	1,093,009千円	-
(2) 長期借入金	2,000,000千円	2,000,000千円	-
負債計	3,093,009千円	3,093,009千円	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超
預金	5,136,349千円	-
未収委託者報酬	760,623千円	-
未収運用受託報酬	271,805千円	-
合計	6,168,778千円	-

（注３）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	-	2,000,000千円	-
合計	-	2,000,000千円	-

（資産除去債務関係）

第21期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1. 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4％）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高	82,041千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（は減少）	574千円
当中間会計期間末残高	<u>82,616千円</u>

2. 中間貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,564,918	603,236	605,688	89,764	2,863,608

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

第21期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1 株当たり純資産額	202,800円85銭
1 株当たり中間純損失	41,203円65銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1 株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	403,795千円
普通株式に係る中間純損失	403,795千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月22日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年3月7日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・中国インド関連・先進国株投信の平成23年7月26日から平成24年1月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・中国インド関連・先進国株投信の平成24年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年7月26日から平成24年1月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年3月7日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・中国インド関連・先進国株投信マネープール・ファンドの平成23年7月26日から平成24年1月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・中国インド関連・先進国株投信マネープール・ファンドの平成24年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年7月26日から平成24年1月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月21日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月7日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)